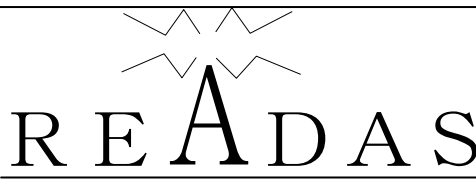


第 4747 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 6月11日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 少額投資非課税制度(日本版ISA)の口座

**Q**：少額投資非課税制度の特例ですが、口座を分けることはできますか？

**A**：口座を分けることはできません。

### 【解説】

少額投資非課税制度(日本版ISA)の特例とは、証券会社や銀行などの金融機関で、少額投資非課税口座を開設して、上場株式や株式投資信託を購入すると、本来であれば20%の税率で課税される配当金や売買益等が非課税となる制度で、平成26年1月から始まります。購入できる金額は年間100万円までで、非課税期間は5年間となっています。

ところで、この少額投資非課税口座ですが、非課税口座が二重に開設されないよう、税務署を通じて確認することとなっており、二重開設がないことが確認された場合に少額投資非課税口座が開設されることとなっています。

したがって、たとえば、証券会社に口座を開設して銀行にも開設するということはできませんし、A証券会社とB証券会社に口座を開設するということはできません。

また、一度口座を開設すると、最初の4年間(平成26年1月1日から平成29年12月31日まで)は、他の金融機関に口座を変更することもできないこととなっています。

証券会社と銀行とでは、購入・利用できる商品に違いがありますので、口座開設に当たっては、慎重に検討してうえで金融機関を選択する必要があります。

